別表第三　採用試験の受験資格（第八条関係）

採用試験の種類ごとの名称	区分試験	受験資格
（略）	（略）	（略）
国税専門官採用試験	全ての区分試験	（略）
（略）	（略）	（略）

別表第三　採用試験の受験資格（第八条関係）

採用試験の種類ごとの名称	区分試験	受験資格
（略）	（略）	（略）
国税専門官採用試験	（新設）	（略）
（略）	（略）	（略）

附　則

（施行期日）

1　この規則は、令和五年二月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2　人事院及び試験機関は、この規則の施行の日前においても、この規則による改正後の規則八―一八別表第一国税専門官採用試験の項に掲げる区分試験の実施に必要な準備行為をすることができる。